

【64用語】

了知（りょうち）..さとり知ること、知了

証票（しょうひょう）..あることを証明するための札

報労（ほうろう）..骨折りに報いること、労務に対する報酬

客年（かくねん）..先年、前年

干与（かんよ）..あずかること、携わること

便宜（べんぎ）..間に合わせな処理、適宜の処置

【64解説】

明治十八年（一八八五）十二月の内閣制度発足に伴い、新たに郵便・電信電話・鉄道・電気事業等を監督する通信省が設置された。さらに省内では全国七か所に各通信局が置かれ、このうち東京通信局の管轄区域（東京都・市と神奈川・埼玉など八県）に群馬県内の郵便局は属していた。

本文書は、新田郡強戸村の強戸郵便局の「文書受発綴」に綴じられており、いずれも東京通信局の監理課から発せられた文書である。前者は第一次世界大戦後の大正十年（一九二一）、日本軍が攻略した中国青島（チントア）在留の守備軍と日本国内との軍事郵便物の取扱いに関する通達である。一方、後者は国債の売り出し事務に尽力した各郵便局に対する大蔵省からの慰労金支払いに関する通知である。なお、日本の軍事郵便は、明治二十七年（一八九四）の日清戦争時に定られた「軍事郵便取扱細則」が始まりとされている。